

二 リスク分担型企業年金の加入者 確定給付企業年金法施行規則第四十六条の三第一項又は同条

第三項第一号若しくは第三号の規定によりリスク分担型企業年金掛金額が計算された場合

三 第七条第一号に掲げる者 私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に

係る掛金率 (同法第二十七条第三項の規定により共済規程 (同法第四条第一項に規定する共済規

程をいう)で定める同法第二十七条第三項に規定する割合をいう)が再計算された場合

四 第七条第二号に掲げる者 石炭鉱業年金基金法第二十一条第三項の規定により掛け金の額が再計

算された場合

2 加入員について、財政再計算が行われた場合においては、当該者に係る他制度掛け金相当額を再度

算定するものとする。

3 次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に定める場合においては、当該者に係る共済掛け金

相当額を再度算定するものとする。

二 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者 国家公務員共済

組合法 (昭和三十三年法律第二百二十八号) 第四十九条第一項の規定により同項第三号に規定する

費用が再計算された場合

二 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者 地方公務員等共

費用が再計算された場合

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛け金の額を算定する事

業主等の確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛け金相当額は、第三条の規定にかかわらず、第四

条の規定により算定することができる。

2 この省令の施行の日前を掛け金の算出の基準となる日とする財政再計算の結果に基づいて掛け金の額

を算定する存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛け金相当額は、第八条の規定にかかわらず、直

近の財政再計算の掛け金の算出の基準となる日における当該財政再計算の結果に基づく標準掛け金額

(経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金

令第三十四条第一項に規定する免除保険料額を除く)を当該財政再計算の掛け金の算出の基準となる

日における加入員の数で除した額を一月当たりの額に換算した額とすることができる。ただし、経

過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第

三十九条の四第一項の規定による掛け金の控除を行う存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛け金相

当額の算定においては、同項の規定により控除しなければならない額は零であるものとする。